

# 文化遺産の保護における地域遺産制度の役割

The Role of Preservation Systems for Local Heritage in the Preservation of Cultural Heritage

山川 志典  
YAMAKAWA Yukinori

## 1. 序論

### (1) 研究背景

日本では、文化庁による「文化財保護制度」が文化遺産の保護制度の中心となってきた。文化庁は、2000年代後半に入ると、「歴史文化基本構想」の策定推進(2007年)、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(2008年)に代表されるように、各自治体がより主体的に自治体内の指定等文化財だけでなく多様な文化遺産を保護するための計画や施策を支援するようになった。加えて、2015年に開始した「日本遺産」や、2018年の文化財保護法の改正でも、基礎自治体である市町村による文化財の保護の推進ならびにそこにおける住民(団体)の参加がより一層見込まれる現状にある。

法制度において文化財として保護の対象となる有形無形の文化や自然物は、歴史性や芸術性を客観的な根拠に基づき評価される。一方、地域での伝承など独自の価値観に基づいて地域社会に評価されているものもある。これらはいずれも文化遺産と捉えることができ、地域の成立と密接に関係している。そのため、これまで継承を担ってきた地域住民の価値観や意見を反映した保護や管理に取り組む必要がある。自治体独自の文化遺産保護制度については、各自治体からの報告や事例研究<sup>1) 2)</sup>に留まっており、各自治体や制度の特徴をふまえた比較研究による制度の実態把握や具体的な成果の検証はなされていない。

### (2) 研究目的

本研究では、対象に至近な地域社会(行政と住民)による保護がみられる「地域社会により遺すべきと判断された有形・無形の文化や自然物」を、「地域遺産」と定義した。そして、近年いくつかの自治体が取組んでいる、地域遺産の発見・保護に関する独自の制度を「地域遺産制度」とした。そのうえで、文化遺産の保護における地域遺産制度の役割を明らかにし、今後の文化遺産保護のあり方を検討すること

である。そのために、①地域遺産制度に取り組んでいる自治体の特徴、②地域遺産制度の特徴、③地域遺産制度の成果、④地域遺産制度の利用実態の4点を明らかにする。

### (3) 論文の構成と研究方法

1章は序論とし、研究背景、研究目的、本研究の位置付け、論文の構成と研究方法を述べるとともに、対象となる地域遺産制度を抽出した。

2章は、条例を制定し計画を策定している8件の地域遺産制度に取り組んでいる自治体について、統計資料や各自治体の法令、計画書や報告書等文献調査から、地域遺産制度以前の文化財保護に関する取組および人口規模に関する特徴を把握した。

3章は、2章で対象とした8件の地域遺産制度について、各自治体の報告書や計画書といった文献調査と、地域遺産制度の運営担当部局に行なったアンケート調査から、制度の運営と内容について共通点と相違点を明らかにした。

4章は、3章で明らかにした地域遺産制度の特徴に即して、地域遺産制度が具体的に認定された地域遺産および住民参加においてどのような成果を出しているのかを、報告書や行政資料といった文献調査から情報を収集し、整理・比較分析した。

5章では、3章および4章の結果から、地域遺産制度の成果が顕著にみられた遠野遺産認定制度(遠野市)を対象に、行政資料や報告書といった文献調査に加え、地域遺産の保護に関わる住民(住民団体の代表者)へのヒアリング調査から、認定された地域遺産の特徴と、その地域遺産を推薦し保護にあたる住民団体の特徴ならびに具体的な活動内容について把握した。

6章では、まとめとしてこれまで明らかにした内容を整理したうえで、文化遺産の保護における地域遺産制度の役割を考察し、地域遺産制度の課題をふまえて今後の文化遺産保護への提言をおこなった。

#### (4) 対象

日本各地でみられる独自の文化遺産保護の取組のうち、条例や要綱によって規定された制度であること、「遺産」という名称を含んだ制度であること、政令指定都市を除く基礎自治体が運営する制度であることの3つの条件から対象候補を選出し、条例・要綱の内容を確認した。結果、遠野遺産認定制度（遠野市）、龍ヶ崎市民遺産（龍ヶ崎市）、下田まち遺産（下田市）、しまだ市民遺産（島田市）、風景市民遺産（多治見市）、大垣市景観遺産（大垣市）、認定太宰府市民遺産（太宰府市）、菊池遺産（菊池市）の8件が対象として抽出された。

## 2. 地域遺産制度に取組む自治体の特徴

2章では、自治体の特徴として文化財保護に関する特徴と規模に関する特徴を把握した（表1）。

結果、文化財保護に関する特徴のうち、文化財保護に関する施策では、文化財保護に関する条例は地域遺産制度前から全ての自治体で制定されており、内容もほぼ同様の内容であった。よって文化財の保護は、各自治体でそれぞれ行なわれてきたことがわかった。

しかし、歴史文化基本構想および文化財保護に関する計画を策定していた自治体は、太宰府市のみであり、太宰府市以外の7自治体では歴史文化基本構想や文化財保護に関する計画はみられなかった。これより、具体的な文化財保護に関する計画や文化庁の施策への反応には違いがあることが明らかとなった。計画を策定している太宰府市は、国指定等文化財の件数が圧倒的に多い一方で市指定等文化財は少なく、未指定の文化財の把握および住民の意見の聴取を目指して、地域遺産制度に取組むようになった

と考えられる。国指定等文化財・市指定等文化財ともに少ない自治体は、種類としては登録文化財（建造物）が多い傾向が共通していた。そこからは、文化財保護制度下で指定にはなりにくい対象を登録によって保護していく意向がみられ、より自治体内の文化遺産を発見・把握することを意図して地域遺産制度に取り組むようになったことが推察される。

各自治体の規模に関する特徴としては、大垣市と多治見市を除いて10万人未満と小規模<sup>3)</sup>であり、比較的規模の小さい自治体が地域遺産制度に取り組んでいた。加えて、太宰府市および多治見市以外の6自治体で人口は減少しており、また、高齢化率も太宰府市、大垣市、龍ヶ崎市以外の5自治体で国平均を上回っていた。よって、人口の減少や高齢化が進んでいる自治体が多いという傾向も明らかになった。

以上より、地域遺産制度に取り組んでいる自治体は、指定等文化財の件数が少なく、比較的規模が小さい傾向にあるといえる。

## 3. 地域遺産制度の特徴

3章では、各地域遺産制度の運営と制度内容について共通点項目毎に整理し、地域遺産制度の特徴を把握した（表2）。

まず、地域遺産制度の運営について、担当部局、条例・要綱、地域遺産制度に関連する計画をみると、2つの傾向が明らかとなった。1つは、運営を都市政策部局が担っており、その場合、景観条例や景観計画に基づいた地域遺産制度となっていた。これは、風景市民遺産（多治見市）、下田まち遺産、大垣市景観遺産が該当する。もう1つは、運営を文化財部局および地域振興部局が担うものである。遠野遺産認定制度、菊池遺産、認定太宰府市民遺産、龍ヶ崎市

表1. 地域遺産制度を導入した自治体の特徴

自治体の特徴		自治体名称		多治見市	遠野市	菊池市	下田市	大垣市	太宰府市	龍ヶ崎市	島田市
		文化財保護に関する条例	歴史文化基本構想	○	○	○	○	○	○	○	○
文化財保護に関する特徴	文化財保護に関する施策	歴史文化基本構想	×	×	×	×	×	×	○	×	×
		文化財保護に関する計画	×	×	×	×	×	○	×	×	×
		国指定等文化財	件数	平均以下	平均以下	平均以下	平均以下	平均以上	平均以上	平均以下	平均以下
	市指定等文化財	最も多い種類	登録文化財(建造物)	登録文化財(建造物)	登録文化財(建造物)	史跡	登録文化財(建造物)	美作品	登録文化財(建造物)	美作品、登録文化財(建造物)	
		件数	平均以上	平均以上	平均以上	平均	平均以上	平均以下	平均以下	平均以下	
		最も多い種類	美作品	天然記念物	史跡	美作品	美作品	美作品	美作品	美作品	
規模に関する特徴	人口	大	小	小	小	大	小	小	小		
	人口増減率	増加	減少	減少	減少	減少	増加	減少	減少		
	高齢化率	平均以上	平均以上	平均以上	平均以上	平均以下	平均以下	平均以下	平均以上		

・○はある、×はない場合を示す

表2. 地域遺産制度の運営と内容

地域遺産制度名称	風景市民遺産	遠野遺産認定制度	菊池遺産	下田まち遺産	大垣市景観遺産	認定太宰府市民遺産	龍ヶ崎市民遺産	しまだ市民遺産
自治体名称	多治見市	遠野市	菊池市	下田市	大垣市	太宰府市	龍ヶ崎市	島田市
開始年	2001	2007	2009	2009	2010	2011	2015	2015
担当部局	都市政策	文化財	地域振興	都市政策	都市政策	文化財	文化財	文化財
条例・要綱	多治見市美しい風景づくり条例	遠野遺産認定条例	菊池遺産認定条例	下田市景観まちづくり条例	大垣市景観条例	太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例	龍ヶ崎市民遺産条例	しまだ市民遺産認定事業実施要綱
制度が含まれる計画	景観計画	景観計画	×	景観計画	景観計画	・市民遺産活用推進計画 ・景観計画 ・景観まちづくり計画	×	×
地域遺産	地域遺産の分類	×	・有形文化遺産 ・無形文化遺産 ・自然遺産 ・産業遺産 ・複合的遺産	・有形文化遺産 ・無形文化遺産 ・自然遺産 ・産業遺産 ・複合的遺産	・文化 ・自然 ・歴史 ・人の暮らし ・歴史的建造物	×	文化財と同じ	・地域の歴史や文化を象徴しているもの ・地域の伝統行事として親しまれているもの ・地域の生活文化の特色を示しているもの ・地域の特産すべき風景 ・その他認定に値するもの
地域遺産と文化財の重複	○	○	○	○	○(※4)	○	×	×
募集方法	住民へのアンケート	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦
推薦資格	×	×	×	×	×	×	×	×
所有者・管理者以外からの推薦	×	×	×	×	×	×	×	×
住民の代表者	○	○	○	○	○	○	○	○
商工会・観光協会関係者	×	○	○	×	×	○	×	○
研究者	○	○	×	×	○	○	○	×
行政担当者	○	○	×	×	×	○	×	○
教育関係者(※1)	×	○	×	×	×	○	○	×
その他	×	×	×	×	×	市民遺産育成団体	×	文化協会
推薦時における推薦者からの保護計画の提出	×	○	○	×	×	○	○	○
地域遺産の保護に関する補助金	○	○	○	○	○	○	○	×
補助の対象	地域遺産の改修等	住民団体の活動	住民団体の活動	地域遺産の改修等	地域遺産の改修等	・地域遺産の改修等 ・市民遺産会議の運営	住民団体の活動	×
地域遺産管理者と行政の協議会	×	×	×	×	×	×	×	×
保護へのアドバイザー	×	○	×	×	○	○(※5)	×	×
地域遺産制度への関与	×	○	○	×	○	×	×	×
市内地区ごとの行政出先機関	役割	×	・応募の告知 ・推薦の相談 ・保護の相談	推薦の相談 保護の相談	×	応募の告知	×	×

○はあり、×はなし  
※1:教育委員会、学校長 ※2:個人へのアンケート調査のため推薦ではない ※3:アンケートによる募集のため ※4:国指定等は除く ※5:制度上設置は可能だが、現在設置していない

民遺産、しまだ遺産が該当する。この場合、既に施行されている文化財保護条例に地域遺産制度を組込むのではなく、地域遺産制度に関する独自の条例や要綱を設ける傾向にあった。そのうち、地域遺産制度に関連する計画がある地域遺産制度とない地域遺産制度がみられた。遠野遺産認定制度および認定太宰府市民遺産は、文化財担当部局が運営を担っているものの、景観計画に地域遺産制度が記載されていた。さらに、認定太宰府市民遺産は、文化財保護に関する計画にも記載されていた。菊池遺産、龍ヶ崎市民遺産、しまだ市民遺産は、地域遺産制度に関連する計画はみられなかった。

地域遺産制度の内容からは、2つの共通した傾向が明らかになった。1点目は、指定等文化財と異なる独自の地域遺産の発見を意識している点である。龍ヶ崎市民遺産のみ、文化財と同じ分類としていたが、分類を設けていた5件の地域遺産制度では、既存の文化財の分類とは異なる分類となっており、産業遺産（菊池遺産）や近代遺産（大垣市景観遺産）といった特徴的な分類もみられた。もう1点は、住民参加を前提とした制度であるという点である。募集方法において、どの地域遺産制度も住民からの公募・推薦やアンケートによって住民の意見を取り入れる仕組みとなっていた。また、地域遺産の認定組織においても、住民の代表者が全ての地域遺産制度で構成員となっていた。この2点より、地域遺産制度は、住民の意見を反映することで既存の指定等文

化財の枠組みにとらわれない対象を地域遺産として認定する制度であるという共通点が指摘できる。

認定後の保護に関しては、運営の傾向により違いがみられた。しまだ市民遺産を除く7件の地域遺産制度が保護のための補助金制度を設けている点からは、地域遺産の継承を実現するための意識がうかがえる。そのうち、都市政策部局が担当する地域遺産制度の場合、地域遺産のうちから景観重要建造物・景観重要樹木を指定することで補助をしており、景観条例や景観計画内の取組と関連付けられていた。そのため、地域遺産の補修等は行政が担うことになる。一方で、文化財部局および地域振興部局が運営する地域遺産制度は、市民協働に関する補助金制度を利用し、推薦した住民団体による地域遺産の保護に関する活動について補助する仕組みとなっていた。

このように地域遺産制度は運営主体（行政内の担当部局）によって違いがみられた（図1）。

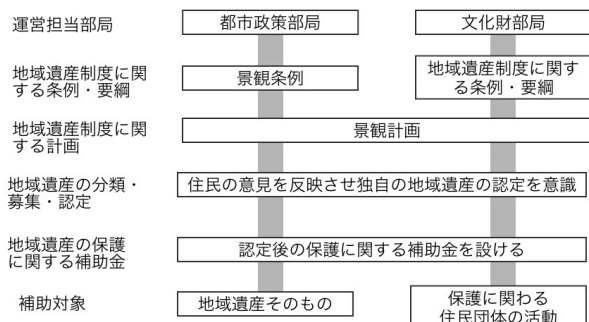


図1. 地域遺産制度の運営と内容の関係性

表3. 各地域遺産制度の認定の現状ならびに文化財との重複

制度名称	風景市民遺産 (多治見市)	遠野遺産認定制度	菊池遺産	下田まち遺産	大垣市景観遺産	認定太宰府市民遺産	龍ヶ崎市民遺産	しまだ市民遺産						
開始年	2001	2007	2009	2009	2010	2011	2015	2015						
認定回数	1	11	7	6以上(註1)	6	6	2	1						
地域遺産の件数と分類	分類無し 1	有形文化遺産	74(8)	有形文化遺産	104(16)	歴史	59(16)	歴史文化遺産	36(16)	分類無し 12(0)	無形民俗	5	地域の歴史や文化を象徴しているもの	9
		無形文化遺産	20(9)	無形文化遺産	8(5)	歴史的建造物	12(0)	近代遺産	8(0)			地域の伝統行事として残されているもの	5	
		自然遺産	14(4)	自然遺産	11(4)	自然	53(9)	現代遺産	2(0)			地域の生活文化の特色を示しているもの	0	
		複合的遺産	33(7)	複合的遺産	17(8)	文化	24(2)	風景資産	27(8)			地域の特色を背負った風景	2	
				産業遺産	6(0)	人の暮らし	5(0)					その他認定に値するもの	1	
合計	1	149(28)	146(33)	153(27)	73(24)(註2)	12(0)	8	17						
1回あたりの認定件数	1	14	21	26	12	2	4	17						
指定等文化財件数	104	149	151	65	164	114	27	89						

・註1：2012年より以前の認定回数は把握できなかった  
 ・註2：うち2件が国指定等文化財となったため大垣市景観遺産からは除外された  
 ・1回あたりの認定件数は小数点第1位を四捨五入

#### 4. 地域遺産制度の成果

3章で明らかとなった、指定等文化財と異なる独自の地域遺産の発見を意識している点および認定時の推薦や認定後の保護の実現における住民参加を制度内に設けているという制度設計上の意図をふまえ、4章では、地域遺産制度のこれまでの実績として、実際に認定された遺産の実態と、推薦・保護管理する住民の制度利用の実態を把握し地域遺産制度の成果を明らかにした。

認定の現状(表3)からは、地域遺産制度は、風景市民遺産(多治見市)としまだ市民遺産を除く6件で制度運用開始より1回/年認定が継続して行なわれていることがわかった。1回の認定件数は地域遺産制度ごとに差がみられた。認定太宰府市民遺産では、6回で12件と少なかったが、遠野遺産認定制度、菊池遺産、下田まち遺産では10回程度で約150件の地域遺産が認定されており、地域遺産件数が指定等文化財の件数を上回る自治体もみられた。また、既に指定等がなされた文化財も地域遺産に認定することを可能としている地域遺産制度では、実際に指定等文化財が地域遺産に認定されているものもみられたが、その件数は少ない傾向にあった。これより、地域遺産制度は、指定等文化財とは異なる対象を地域遺産として認定しているといえる。

最も遺産件数の多かった下田まち遺産は、制度内容において、個人からの応募となっており、また、その際の応募について記入内容についても比較的簡便であるため推薦しやすく、その実績に結びつくと考えられる。

遠野遺産認定制度、菊池遺産、認定太宰府市民遺産では、全ての地域遺産の推薦を住民団体が行なっていた(表4)。そのうち、遠野遺産認定制度と菊池

遺産では、住民団体数は地域遺産総数の半数程度であり、住民団体が複数件の地域遺産を推薦していることがわかった。どの地域遺産制度でも保存会が参加していた。遠野遺産認定制度や菊池遺産においては、推薦住民団体のうち自治会が多数を占めていることから、自治活動の一環・延長線上で地域遺産制度を利用する傾向にあると考えられる。遠野遺産認定制度の場合、自治会以外の住民団体からの推薦もみられ、他2件でみられなかった地域づくり団体が7件みられた。

#### 5. 遠野遺産認定制度の利用実態

4章の結果より、継続的な地域遺産の認定が行なわれており、推薦時や認定後の住民団体の参加が一定数みられ、かつ推薦住民団体に多様性がみられる遠野遺産認定制度(遠野市)を対象とし、5章では、地域遺産制度の利用実態を明らかにした。

そのために、地域遺産と推薦住民団体の関係に着目した。具体的には、まず、認定された遠野遺産の特徴として、その種類や分布をみた。また、住民団体の制度利用状況を把握するために推薦件数、遠野遺産への評価、補助金利用を整理し分析した。加えて、推薦理由や日常的な遠野遺産との関わり等を把握するため、住民団体による推薦に特徴がみられた

表4. 各地域遺産制度における住民団体の参加状況

地域遺産制度名	遠野遺産認定制度	菊池遺産	認定太宰府市民遺産	龍ヶ崎市民遺産
住民団体が推薦した地域遺産件数/総地域遺産件数	149/149	146/146	12/12	6/8
推薦住民団体件数	72	71	12	5
推薦住民団体の種別	自治会	48	59	3
	保存会	14	3	10
	信仰組織	1	1	
	組合	1	2	
	地域づくり団体	7		
その他	1	6	2	
住民団体の助成金利用	○	○	制度上なし	×

・○はある、×はない場合を示す

地区（遠野市の行政区分類における町<sup>4)</sup>）を抽出し、住民団体へヒアリングを行なった。

認定された遠野遺産（図2）のうち、件数が多かった建造物や無形の遠野遺産は、詳細をみると神社や鹿踊り等民俗芸能であり、地域で受け継がれてきた信仰や行事との関連性がみられた。史跡・碑においても石碑等信仰に関連しており、また、自然物についても神社のご神木やいわれのある巨岩などがみられたこと、さらに、信仰対象そのものや伝承地といった文化財の分類に含まれない独自の対象も遠野遺産となっていた。また、複数件を組み合わせる1つとしていた遠野遺産は、神社の社殿（有形）とご神木（自然）および奉納される民俗芸能（無形）といったように、信仰の場にある対象を1つの遠野遺産とする傾向がみられた。加えて、遠野遺産の分布をみると、遠野遺産は生活領域およびその周辺<sup>5)</sup>にほとんどが存在していた。また、住民団体が推薦時に記述した推薦理由を分析したところ、遠野遺産に対する住民団体の評価は、親近性や歴史性といった固有価値<sup>6)</sup>を評価する傾向にあった。

推薦住民団体は、町を単位に地域づくりを行なう地域づくり団体である地域づくり連絡協議会（地連協）<sup>7)</sup>と自治区を単位に自治を行う自治会<sup>8)</sup>の参加が多くみられた。

推薦の傾向としては、これまでの11回の認定回のうち、第1回に推薦が集中しており、現在のところ、3割程度が第1回に推薦されている。その後の変遷をみると、地連協の推薦は比較的初期に集中しており、自治会は1回ごとの件数は多くないものの、継続的に推薦する傾向がみられた。

この傾向は、住民団体の活動目的や活動範囲の差異との関係がうかがえた。遠野遺産認定制度において、地連協は地域づくりを目的としており、町という広域的な地域を活動範囲としていた。町として取り組む地域づくり事業の一環として、遠野遺産の保護にもあたっていた。一方、自治会は、自治という暮らしに関わる多様な活動をしており、活動範囲が地

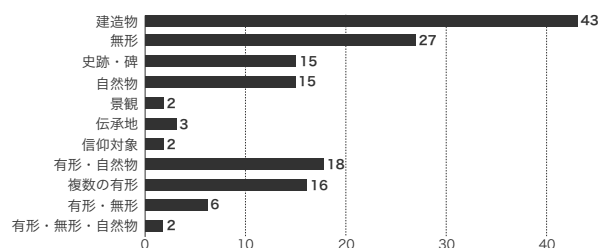


図2. 遠野遺産の種類別件数

連協よりも限定されていた。

住民団体のヒアリングからは、自治会の区域であっても自治会や地域の人々の日頃の関わりが希薄な対象については、町として地連協が推薦するといった分担がみられた。また、推薦は地連協が行なうものの、推薦後の個々の遠野遺産の保護については基本的にその遺産に日常的に関わってきた自治会に委ねるといった事例もみられ、住民団体同士で役割を分担していることがうかがえた。

## 6. 結論

### (1) 本研究のまとめ

各自治体文化財保護に関する特徴と規模に関する特徴としては、太宰府市を除き、文化財保護に関する計画は策定されておらず、国指定等文化財の件数も多くないという共通の傾向がみられた。加えて、自治体の規模も比較的小規模の自治体が多く、また、人口減少や高齢化が進んでいるという特徴を有する自治体が多かった。

これまでの文化庁による文化財保護施策は、国指定等文化財を有する都市的地域が比較的多く取り組む傾向にある<sup>9)</sup>ことが指摘されていた。また、文化財の種別に関しても史跡や建造物等、有形の不動産が中心となる傾向にあった。しかしながら、文化財保護に関する計画を持たない自治体や、国指定等文化財が少ない比較的小規模の小さい自治体が多く地域遺産制度に取り組んでいるということが明らかになった。

地域遺産制度の特徴として、地域遺産制度の運営面では、運営を担う部局が都市政策部局か文化財部局および地域振興部局の2つに大別ができた。都市政策部局が運営を担う地域遺産制度の場合、景観条例や景観計画に地域遺産制度が組み込まれていた。一方、文化財部局および地域振興部局の場合、独自の条例・要綱に地域遺産制度が基づいているものの、具体的な計画との関係がある地域遺産制度は少なく、遠野遺産認定制度と認定太宰府市民遺産については、景観計画に地域遺産制度が組み込まれていた。

また、制度内容からは、指定等文化財とは異なる独自の地域遺産の発見を意識している点と住民参加を前提とした制度である点が共通の特徴として明らかになった。ここからは、地域遺産制度は、住民の意見を反映することで既存の文化財の枠組みにとられない対象を地域遺産として認定する制度という共通点が指摘できる。

しかしながら、認定後の保護においては、担当部

局による違いがみられ、都市政策部局が景観施策と関連を持たせ、行政が直接的に地域遺産の保護を行なうことを想定した制度設計であったことに対し、文化財部局および地域振興部局では、推薦した住民団体が認定後も保護を担うことを見込んでおり、そのため推薦時は保護に関する計画書の提出を求め、認定後はその実現のために住民団体の活動に対して補助金を支援する仕組みとなっていた。

そのような制度設計がなされた地域遺産制度の成果としては、総じて継続した認定が行なわれていた。地域遺産の件数には差があるものの、文化財と重複した地域遺産は少ないことから、地域独自の評価により地域遺産が認定されているといえる。

住民参加について、推薦した住民団体の件数からは、どの地域でも1団体あたり1～2件程の推薦が行なわれていることが推察された。推薦住民団体の種別からは、自治会や保存会による推薦がどの地域遺産制度でもみられた。件数の多かった遠野遺産認定制度と菊池遺産では、自治会が推薦住民団体のうち多くを占めていることから、自治活動の一環・延長線上で地域遺産制度を利用する傾向にあると考えられる。

継続的な運営がみられ、地域遺産件数や制度を利用した住民団体が多様であった遠野遺産認定制度において、認定された遠野遺産は、地域の信仰や伝承が重要視されていた。また、遠野遺産のほとんどが生活領域あるいは生活領域周辺に存在していた。

ここからは、日常的な暮らしのなかで伝えられてきた対象を地域遺産として推薦・認定する傾向がみられる。

また、推薦住民団体の種別により推薦の傾向が異なっており、地域における住民団体の規模や目的により制度の利用や認定後の保護における役割分担がみられた。多様な住民団体が地域遺産制度を利用することで、その継続的な運営や実際の地域遺産の保護が実現していることがわかった。

## (2) 文化遺産の保護における地域遺産制度の役割

地域遺産制度は、住民からの推薦を前提としている点が共通してみられた。これによって住民の主観的な評価を汲み取り、地域遺産として認定することが実現していた。よって、行政や専門家による学術的・客観的な視点から評価し、「歴史上」「芸術上」といった価値を評価する<sup>10)</sup> 従来の文化財保護制度とは異なる文化遺産を地域遺産として扱えるようになり、評価・共有を可能とする役割を地域遺産制度は

果たしているといえる。

また、比較的規模が小さく、文化財保護に特化した計画の策定経験がない自治体であっても、景観計画へ地域遺産を位置付けることや、景観計画内の諸事業との関連をもたせることで、「制度」とすることが可能となるといえる。

実際の運用として住民団体の地域遺産制度への取組をみると、遠野遺産認定制度では、地連協や自治会といった、文化遺産・地域遺産の保護に特化せず地域づくりや自治を目的とした住民団体の参加が多くみられた。認定後の保護において、これまで地域遺産の管理運営を担ってきた住民団体が関われる制度にすることで、地域住民と対象との関係を維持した保護を可能とする役割を有していると考えられる。

## (3) 地域遺産制度の今後の課題

地域遺産制度は景観計画内の保護に関する諸事業との関連性がみられた。文化財担当部局であっても、地域遺産の保護を接点として景観計画策定に関わる、あるいは、地域遺産から景観形成重要建造物・樹木を指定する際、文化財としての保護の蓄積がある文化財担当部局が関与するといった、自治体が一体となった地域遺産の保護が見込まれる。また、景観協議会を発足することで各種団体と連携を図る場を設ける等、景観施策と関連を持たせることで、新たな支援や連携を生み出すことも考えられる。行政や住民団体のこれまでの経験蓄積をふまえ、認定や保護の支援の仕組みを設けることで、継続的な制度利用ならびに地域遺産の保護の実現性を高めることが今後の課題として指摘できる。

- 1) 宇検村・伊仙町・奄美市教育委員会：広域的に進める奄美諸島の事例、文化庁月報 2010.1、28-29、2010
- 2) 城戸康利：ローカルからはじめる遺跡・遺産 太宰府市民遺産、奈良文化財研究所（編）：地域における遺跡の総合的マネジメント—平成22年度遺跡整備・活用研究会集（第5回）報告書—、118-123、2011
- 3) 総務省の区分け（総務省自治財政局財務調査課：地方財政白書（地方財政の状況）平成30年度版、2018）を参考にし、人口10万人以上を規模の大きい自治体、それ以下を規模の小さい自治体とした。
- 4) 遠野町、綾織町、小友町、附馬牛町、松崎町、土淵町、青笹町、上郷町（以上1957年遠野市発足以前の旧町村単位）、宮守町（2005年合併以前の宮守村）の9町。
- 5) ①生活領域（「市街地」「耕作地」「公園、墓地等」）②生活領域周辺（生活領域から500m内）③生活領域以外（生活領域から500m外）の3つに分類を設けた。
- 6) 環境影響評価（自然とのふれあい分野）（環境省：自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告書 自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（II）調査・予測の進め方、2000）の議論における指標を援用し価値軸と評価を設定した。価値軸として、「普遍価値」（より幅広い層、広範にわたり、多くの人々に認められ、普及している活動や、誰しもが認める傑出した活動がもつ価値）と「固有価値」（その地域においてこそ可能となる活動や、地域の人々にとってかけがえのない活動がもつ価値）の2つの価値軸を設定し、「普遍価値」においては「普及性」「多様性」「傑出性」「固有価値」においては「郷土性」「親近性」「歴史性」を評価の内容としてそれぞれ設けた。
- 7) 地連協は、地域づくりを目的とした団体であり、自治会や婦人会、PTAなどの組織代表者からなる協議会である。現在11団体がある。
- 8) 自治会は「地域コミュニティを形成・維持するための組織」（遠野市の説明による）とされ、町を区分した自治区ごとに存在する。現在114の自治会がある。
- 9) 国土交通省都市局公園緑地・景観課：歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果、1-2、2014
- 10) 文化財保護法第二条